

<b>職員組合交渉概要</b>	
<b>交渉日時</b>	令和元年 9 月 26 日 (木) 15:00～15:20
<b>提案概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事院勧告に基づく給与改定について</li> <li>・ 住居手当に係る佐倉市の支給要件見直しについて</li> </ul>
<b>労使の別</b>	<b>主張の要旨</b>
市	<p>1. はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年度人事院勧告に基づく給与改定、住居手当に係る佐倉市の支給要件見直しについて</li> </ul> <p>令和元年度の人事院勧告については、給料及び勤勉手当についての増額、及び住居手当額の算出方法を変更する勧告となっている。</p> <p>また、今回の勧告に併せて住居手当に係る佐倉市の支給要件見直しを予定している。</p> <p>今後、千葉県人事委員会より人事院勧告と同様の勧告がなされた場合には、早期妥結のため書面による妥結の回答方法についてもご検討いただきたい。</p> <p>なお、早期妥結をいただき、11月議会において条例改正手続を行いたいと考えている。</p> <p>2. 人事院の給与勧告の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 人事院勧告による「給与勧告の骨子」資料に基づき説明。</li> </ul> <p>今年度の人事院勧告の内容は、「月例給、ボーナス共に引上げ」、及び住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げる内容。</p> <p>【月例給】(給与勧告の骨子Ⅱを参照)</p> <p>民間給与との較差(0.09%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ</p> <p>(1) 行政職俸給表(一)は、総合職試験、及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を1,500円引上げ、一般職試験(高卒者)に係る初任給を2,000円引上げ。</p> <p>これを踏まえ、若年層を対象に俸給月額を引上げ</p> <p>その他の俸給表も行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐倉市においても、一般職給料表対象者以外の業務職給料表対象者も同様に引上げ対象と考えている。</li> <li>・ 実施時期は平成31年4月1日</li> </ul> <p>【ボーナス】(給与勧告の骨子Ⅱを参照)</p> <p>ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分。民間の支給割合に見合うように引上げる。(4.45月から4.5月分)</p> <p>令和元年度は12月の勤勉手当を0.925月から0.975月に変更。令和2年度以降は、6月期、12月期の勤勉手当に0.05月分を均等に配分して0.025月分を引き上げ、共に0.95月となる。</p>

	<p><b>【住居手当】</b>  公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ(12,000円→16,000円)。これにより生ずる原資を用いて、民間の支給状況を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ(27,000円→28,000円)  手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置を行う。  なお、佐倉市では、2,000円を超える減額となる職員がいないため経過措置は行いません。  ・実施時期は令和2年4月1日</p> <p><b>【その他】</b>  妥結後に11月議会に給与改定に係る条例案を提出予定。可決された場合は、12月までの給料引上げ分と令和元年12月期の勤勉手当引上げ分0.05月分は1月上旬に差額として支給する予定。</p> <p>3. 住居手当に係る佐倉市の支給要件見直し  住居手当における不支給要件の拡大を行いたい。  不支給要件は、父母所有住居を貸借していて当該父母と同居している場合だったものを、2親等の親族(姻族含む)所有の住居を貸借している場合に変更を行う予定。  これは、父母、祖父母、又は兄弟姉妹が所有している住居の借受けについては、適用除外とすることが社会通念上適切と考えるため。  ・実施時期は、令和2年4月1日</p>
組合	千葉県人事委員会勧告が同内容であった場合、説明のあったとおりの改定を行うという理解でよいか。
市	千葉県人事委員会勧告に基づき改定を行う。
組合	住居手当改正は、佐倉市に住んでいる職員に比べて都心方面に居住している職員の方が増額になる職員が多いのか？
市	一概には言えないが、一般的には、都心方面は家賃が高い傾向にあることから、増額となるケースが多いと思われる。
組合	なぜこのような質問を行ったかという点、職員には防災対策の面からも佐倉市内に住んでもらうことが好ましいと考えている。市内在住者を優遇する制度改正を考えているか？
市	給与制度で差を設けることは考えていない。
組合	県の勧告が出された後、その内容を確認し書面にて回答という形にさせていただく方向で進める。
市	承知した。